



令和 8 年 9 月 30 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用

令和 8 年台風第 18 号に伴う災害により、住家に多数の被害が生じたことから、鹿児島県は 1 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		公示日時点の被害状況	法適用日 (公示日)
鹿児島県 (1町)	大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう)	全壊 11、半壊 60	8 月 25 日 (9 月 30 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujou_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）